

燕市子ども医療費助成のあらまし

助成の対象者

次の①、②ともに該当する子どもの保護者が対象となります。

- ① 燕市に住所を有している子ども
- ② 医療保険（国民健康保険、社会保険等）各法の規定による被保険者またはその被扶養者の子ども

※次の①～③のいずれかに該当する子どもの保護者は助成の対象となりませんのでご注意ください。

- ①生活保護法の規定による保護を受けている世帯の子ども
- ②燕市重度心身障がい者医療費助成を受けることができる子ども
- ③燕市ひとり親家庭等の医療費助成を受けることができる子ども

助成の期間

子どもが出生または転入した日から高校卒業まで（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）

- ※ 燕市外へ転出される場合は、転出日の前日までとなります。受給者証は必ず返却ください。
- ※ 受給者証は、高校卒業までお使いいただくものとなります。

助成の内容

子どもが療養に要した保険診療分の医療費（入院・通院・薬局・訪問看護）が助成対象となります。

- ※ 健康診査や予防接種、薬の容器代、歯の矯正などは対象外です。

《医療費の助成》

医療費の自己負担額（2割または3割負担分）のうち一部負担金を控除した残りの金額を助成します。

【一部負担金】	通院	⇒	1回	530円	（満たない場合はその額）
					※但し同一の月に同一の医療機関で5回目以降は無料となります。
	薬局	⇒		0円	
	入院	⇒		0円	（令和5年4月1日診療分～）
	訪問看護療養費	⇒	1日	250円	

《入院時食事療養費標準負担額の助成》

市民税非課税世帯で保険者から【標準負担額減額認定証】の交付を受けている方は、入院時の食事代も無料となります。

《装具（弱視用メガネ、コルセット等）の助成》

ケガや病気などの治療のため、医師の指示にもとづいて装具（弱視用メガネ、コルセットなど）を作製した場合は、保険年金課の窓口で手続きすることにより、助成を受けることができます。

必要なもの

- ・医療費助成申請書→窓口にあります。
- ・子どもの保険証 ・受給者証 ・領収書 ・振込口座のわかるもの
- ・治療のために装具を作ったことがわかる医師の証明書（コピー可）
- ・保険者が発行した療養費支給決定通知書



★保険年金課へ助成の申請をする前に、保険者へ給付の申請が必要です。

裏面もご覧ください。

助成の 流れ

【1】 県内の医療機関で受診した場合は、一部負担金を支払います。

①医療機関で受診

- ・ 保険証
- ・ 受給者証



②医療機関で一部負担金の支払

- ・ 入院⇒0円 ※ R5. 4. 1～8. 31 は一旦、一部負担金1日1,200円×入院日数をお支払いいただきます。その後、領収書等を持参して保険年金課の窓口で申請してください。後日、負担していただいた分を口座振込でお返しします。
- ・ 通院⇒1回530円、薬局⇒0円
※ 530円未満の場合はその金額になります。
※ 同一の月に同一の医療機関で5回目以降は無料となります。



【2】 県外の医療機関や、子ども医療費助成を利用できない医療機関等で受診した場合は、保険年金課の窓口で手続きすることにより、助成を受けることができます。

①医療機関で受診

- ・ 保険証



②医療機関で支払

領収書の受取り



④助成金の振込

指定された口座へ原則翌月末に振り込まれます。

③保険年金課の窓口で申請

- ・ 保険証
- ・ 受給者証
- ・ 領収書（保険点数が明らかなもの）
- ・ 振込口座のわかるもの
- ・ 医療費助成申請書（窓口にあります）



※高額療養費や附加給付金の調査があるときは、振込までに2～4ヶ月かかります。

こんなときは受給者証が使いません！（子ども医療費助成対象外）

保育園・幼稚園・認定こども園・学校でケガをした時、交通事故など（第三者行為）によりケガをした時は、子ども医療費助成の対象になりません。医療機関の窓口では、子ども医療費助成の受給者証は使用できませんので、ご注意ください。

ただし、場合によっては、子ども医療費助成の対象になりますので、詳しくはお問い合わせください。

こんなときは届出を！



手続きに必要なものをお持ちになり、保険年金課の窓口へ届出してください。

★住所が変更になったとき・・・受給者証

燕市外への転出が決まった場合は、燕市の受給者証は転出日の前日までお使いいただけます。転出日からの新しい受給者証は、転出先の市町村で交付をうけてください。

★氏名が変更になったとき・・・受給者証

★加入している保険証が変更になったとき・・・受給者証、新しい子どもの保険証

★受給者証を紛失したとき・・・子どもの保険証

申請フォームのQRコード

オンラインで再交付申請ができます。

※ 受給者証は郵送での受取となります。



◆◆ 申請先・お問い合わせ先 ◆◆

燕市役所 保険年金課 年金医療係（1階11・12番窓口） ☎ 0256-77-8133（直通）